

地震発生時の対応について（指針）

柏市教育委員会

趣 旨

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）発生時、幸いなことに市内小中学校において大きな被害は無かったものの、電話やスクールメールが不通となり、児童生徒の引き渡しや下校に関し、混乱が生じました。

また、ＪＲ線、東武野田線が運行を停止したため、多くの帰宅困難者が発生し、柏駅周辺の小中学校が避難所となり、教職員が対応にあたりましたが、多くの課題が残ることとなりました。

今後、東日本大震災と同程度、または、それ以上の大地震が起きる可能性は否定できません。

そこで、東日本大震災発生時の柏市立小中学校の対応等について調査・検証を行い、柏市小中学校校長会と協議した上で、地震発生時の柏市教育委員会（以下、「市教委」という。）及び本市小中学校の対応について行動基準を定め、学校へ周知を図り、学校安全計画等に反映させていくために、本指針を策定しました。

平成23年8月

震度5強以上の地震への対応

※週休日・休日，出張中，退勤後であっても管理職は勤務する学校へ参集し，市教委の指示があるまで，学校待機とする。

※電話・メールが使えない場合，市教委と学校の連絡は，防災無線を使用する。

※発生当日は，全校臨時休業とする。翌日以降の授業については，市教委が決定する。

	教育委員会	小中学校
就業時間内に発生	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集，対応協議，決定 ⇒各学校へ指示・情報提供 ・状況に応じて，防災行政無線（パンザマスト）により，保護者等へ児童生徒の引き取りを要請する。 ・各学校の被害状況等を確認し，集約する。 	<p>一次避難（大きな揺れが収まるまで）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①担任等及び緊急放送により一次避難の指示。 ②防災頭巾等で頭を保護し，机の下等に避難。 <p>二次避難（大きな揺れが収まった後）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①緊急放送により二次避難の指示。 ②担任等の指示・誘導で，児童生徒を校庭へ避難させる。 ③点呼（避難完了の確認，怪我の有無等の確認）。 ④小中学校とも児童生徒の引き渡しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・引継書等に基づき，保護者が指定した者以外には引き渡しを行わない（引き渡し完了まで学校で保護する）。 ・二次避難以後は，校舎へ立ち入らせない。 ・荒天の場合は，耐震改修済みの校舎，体育館へ二次避難をさせる。 ⑤携帯ラジオ等により情報収集に努める。 ⑥非常用伝言ダイヤル，スクールメール，学校ホームページ等により，保護者への情報提供に努める。 ⑦被害状況等を市教委へ報告する。
登下校中に発生	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集，対応協議，決定 ⇒各学校へ指示・情報提供 ・状況に応じて，防災行政無線（パンザマスト）により，保護者等へ，学校にいる児童生徒の引き取りを要請する。 ・地震発生が就業時間前の場合は，状況に応じて，防災行政無線（パンザマスト）により全校臨時休業とすることを放送する。 ・地震発生が就業時間後の場合は，各学校の被害状況等を集約後，翌日の全校臨時休業，授業実施等を決定し，各学校へ指示するとともに，状況に応じて，防災行政無線（パンザマスト）により，児童生徒・保護者へ周知する。 ・各学校の被害状況等を確認し，集約する。 	<p>《児童生徒の行動の基準》</p> <p>揺れが非常に大きいと感じた時は，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の方が近く，保護者等が家にいる場合は，自宅へ向かう（戻る）。 ・学校の方が近い場合，または，保護者等が家にいない場合は，学校へ向かう（戻る）。 ・自宅，学校へ向かう（戻る）ことが困難な状況，恐怖で動けない場合などは，「こども110の家」等，近所の人に助けを求める。 <p>《学校の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内に児童生徒がいる場合は，就業時間内に発生した場合と同じ対応をとる。 ・地震発生が就業時間前の場合は臨時休業とし，各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・地震発生が就業時間後の場合は，市教委の指示に基づき，翌日の臨時休業，授業実施等について各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・被害状況等を市教委へ報告する。

<p>下校後 登校前 ・休日等に発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集, 対応協議, 決定 ⇒各学校へ指示, 情報提供 ・各学校の被害状況等を確認し, 集約する。 ・地震発生当日は, 全校臨時休業とし, 状況に応じて, 防災行政無線(パンザマスト)により児童生徒・保護者へ周知する。 ・地震発生が就業時間後または休日等の場合は, 各学校の被害状況等を集約後, 翌日の全校臨時休業, 授業実施等を決定し, 各学校へ指示するとともに, 状況に応じて, 防災行政無線(パンザマスト)により児童生徒・保護者へ周知する。 	<p>《児童生徒の行動の基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生当日は全校臨時休業となる。 ・地震発生翌日の登校, 臨時休業, 登校時間の変更等については, 学校からの連絡があるまで, または, 学校ホームページ等で確認できるまで, 自宅待機とする。 <p>《学校の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動等で児童生徒が学校にいる場合は, 就業時間内の地震発生と同じ対応をとる。 ・施設設備の被害状況等を確認する。 ・地震発生当日は全校臨時休業とする。 ・地震発生が就業時間後または休日等の場合は, 市教委の指示に基づき, 翌日の臨時休業, 授業実施等について各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・被害状況等を市教委へ報告する。
<p>校外学習時に発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集, 対応協議, 決定 ⇒当該学校へ指示, 情報提供 	<p>《引率者の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を安全な場所に避難させる。 ・学校と連絡をとる。 <p>《学校の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者を確認し, けが人等の把握に努める。 ・関係機関と連絡をとる。 ・保護者へ現在の状況と今後の対応について, スクールメールや連絡網を使って周知する。 <p>※校外学習実施計画の中に, 地震, その他の自然災害を想定した対応を入れておく。</p>
<p>避難所対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集, 対応協議, 決定 ⇒各学校へ指示, 情報提供 ・必要な学校へ職員を派遣。 ・食料・水・毛布等配布の手配。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期対応として, 市教委・関係部署の職員が対応に入るまで, 教職員で対応。その後は市教委の指示により対応。 ・避難者はすべて受け入れる。 ・避難が長時間に及ぶ時は, 体育館, 武道場を開放する。(状況によっては, 教室等も開放する。) ・必要に応じて, 管理職の判断で防災倉庫を開ける。
<p>国から警戒宣言が発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集, 対応協議, 決定 ⇒各学校へ指示, 情報提供 ・状況に応じて, 防災行政無線(パンザマスト)により, 警戒宣言解除までは, 全校臨時休業とすることを放送する。就業時間の場合は, 保護者へ児童生徒の引き取りを要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言解除までは臨時休業とし, 各家庭へ連絡する。同時に学校ホームページへ掲載する。 ・就業時間内に警戒宣言が発表された場合は, 授業を打ち切り, 児童生徒を校庭に避難させ, 引渡しを行う。 ・その他の時間帯においても, 震度5強以上の地震対応と同じとする。

震度5弱以下の地震への対応

※震度5弱＝週休日・休日や退勤後の場合、管理職等（指定の職員）は勤務する学校へ行き、施設設備等の状況を確認する。

※震度4以下＝週休日・休日や退勤後の場合、管理職等（指定の職員）は学校へ行く必要はないが、できる限り情報収集に努める。

※電話・メールが使えない場合、市教委と学校の連絡は、防災無線を使用する。

	教育委員会	小中学校
就業時間内に発生	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の被害状況等を確認し、集約する。 ⇒必要に応じ、各学校へ指示、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 揺れの程度に応じて一次避難、二次避難を指示。 震度5弱以下の場合、原則として授業再開とするが、施設設備の被害状況、児童生徒の精神的な動揺の状況によっては、学校判断で引き渡し、集団下校等の措置を行う。 状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。
登下校中に発生	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の場合は、警戒配備の職員が参集。 各学校の被害状況等を確認し、集約する。 ⇒必要に応じ、各学校へ指示、情報提供 	<p>《児童生徒の行動の基準》</p> <p>揺れが非常に大きいと感じた時は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅の方が近く、保護者等が家にいる場合は、自宅へ向かう（戻る）。 学校の方が近い場合、または、保護者等が家にいない場合は、学校へ向かう（戻る）。 自宅、学校へ向かう（戻る）ことが困難な状況、恐怖で動けない場合などは、「こども110の家」等、近所の家に助けを求める。 自宅に向かった（戻った）場合は、震度を確認し、震度5弱以下の場合原則として授業を行うので登校する。 <p>《学校の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内に児童生徒がいる場合は、就業時間内に発生した場合と同じ対応をとる。 震度5弱以下の場合、原則として授業実施とするが、施設設備の被害状況、児童生徒の精神的な動揺の状況によっては、学校判断で臨時休業等の措置を行う。 状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。 被害状況、日課の変更等を市教委へ報告する。
下校後／登校前に発生	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱の場合は、警戒配備の職員が参集。 各学校の被害状況等を確認し、集約する。 ⇒必要に応じ、各学校へ指示、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以下の場合、原則として授業実施、通常の登校とするが、施設設備の被害状況によっては、学校判断で臨時休業、登校時間の変更等の措置を行う。 状況に応じ、スクールメール、ホームページ等で、保護者へ情報提供を行う。